

豊中市査察規程事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市査察規程（平成22年消防長訓令第3号。以下「規程」という。）の運用について必要な事項を定める。

(査察員の構成)

第2条 規程第6条に定める査察対象物に対する査察員の構成は、次のとおりとする。ただし、特別査察においては、この限りでない。

(1) 予防課の職員

規程別表に掲げる危険物施設

(2) 消防署において予防を担当する職員

ア 規程別表に掲げる第一種査察対象物及び第二種査察対象物

イ その他署長が必要と認める査察対象物

(3) 消防署において警備を担当する職員

ア 規程別表に掲げる第三種査察対象物、第四種査察対象物、第五種査察対象物及び第七種査察対象物

イ その他署長が必要と認める査察対象物

(4) 能勢町分署の職員

ア 規程別表に掲げる第六種査察対象物

イ その他分署長が必要と認める査察対象物

(重大な不備事項)

第3条 規程第7条第2項に定める「重大な不備事項」は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 消防法（昭和23法律第186号。以下「法」という。）第8条の規定が適用される査察対象物で、同条に定める防火管理者を定めていないもの

(2) 法第8条の2の規定が適用される査察対象物で、同条に定める管理について権原を有する者が協議して定めるべき事項を定めていないもの

- (3) 法第8条の2の2の規定が適用される査察対象物で、同条に定める防火対象物の点検がなされていないもの
- (4) 法第8条の3により規制を受ける防火対象物における防災対象物品について、防災性能を有する物品を使用していないもので、周囲の状況その他から火災発生により延焼拡大の危険があると認めるもの
- (5) 法第17条の規定により設置を義務付けられている消防用設備等（誘導標識を除く。以下同じ。）又は特殊消防用設備等が未設置又は機能に著しい障害があるもの
- (6) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障となる物件が放置され、又はみだりに存置されているもので、火災発生により人命に危険があると認めるもの
- (7) 防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されているもので、火災発生により延焼拡大の危険があると認めるもの
- (8) 火気使用設備又は電気設備等の位置、構造、設備又は管理に消防法令違反があり火災発生の危険があると認めるもの
- (9) 指定場所における喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込み等について消防法令違反があり火災発生の危険があると認めるもの
- (10) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危令」という。）別表第3で定める数量以上の危険物を無許可で貯蔵し、又は取り扱っているもの
- (11) 豊中市火災予防条例（昭和37年条例第16号。以下「条例」という。）第29条の2の規定により設置が義務付けられている住宅用防災機器が未設置であるもの
- (12) 条例第46条に定める数量以上の少量危険物又は指定可燃物を無届で貯蔵し、又は取り扱っているもの。
- (13) 規程第2条第4号に定める危険物施設（危険物を仮

に貯蔵し、又は取り扱う場所を除く。以下この条において同じ。)の位置、構造又は設備を無許可又は無届で変更しているもの

- (14) 危険物施設の位置、構造、設備が老朽、法令改正、保安物件の新設等により、技術上の基準に不適合となったもの
- (15) 規程第2条第4号から第6号までに定める場所において危険物又は指定可燃物（以下この号において「危険物等」という。）の貯蔵又は取り扱いが、技術上の基準に不適合となっているもののうち、次に掲げるもの
 - ア 危険物等の付近で、みだりに火気を使用しているもの
 - イ 危険物等を漏れ、あふれ又は飛散させるおそれのあるもので、危険な状態にあるもの
 - ウ 危険物等の危険性を増大させるおそれのある貯蔵又は取り扱いをしているもの
 - エ その他火災予防上特に支障があると認めるもの。
- (16) 法第13条の規定が適用される危険物施設で、同条に定める危険物保安監督者を定めていないもの又は当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者をおいていないもの
- (17) 法第14条の2の規定が適用される危険物施設で、同条に定める予防規程の認可を受けていないもの
- (18) 前各号に掲げるもののほか、消防長又は消防署長が火災予防上の不備事項のうち早期是正を要すると認めるもの

(年度査察計画対応表)

第4条 規程第8条第1項及び第9条第1項に定める年度査察計画対応表(規程様式第1号)の作成は、次の各号によるものとする。

- (1) 「危険物施設総数」欄は、法第10条に定める危険物施設の区分ごとに記入すること。
- (2) 「計画数」欄は、当該年度査察計画の件数を区分

ごとに記入すること。

(3) 「実績数」欄は、前年度に実施した査察延べ件数を区分ごとに記入すること。

(4) 「実施率」欄は、区分ごとに、実績数を計画数で除した数値に100を乗じた数値を記入すること。

2 規程第8条第2項及び第9条第1項に定める年度査察計画対応表（規程様式第2号）の作成は、次の各号によるものとする。

(1) 「防火対象物総数」欄は、防火対象物の区分ごとに記入すること。

(2) 「計画数」欄は、当該年度査察計画の件数を区分ごとに記入すること。

(3) 「実績数」欄は、前年度に実施した査察延べ件数を区分ごとに記入すること。

(4) 「実施率」欄は、区分ごとに実績数を計画数で除した数値に100を乗じた数値を記入すること。

（査察執行上の留意事項）

第5条 規程第12条第3号に規定する正当な理由とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 関係者の承諾を得なければならない場合に、これを怠ったとき。

(2) 関係者の一方的な事情による場合であっても、社会通念上妥当性を有していると認められるとき。

(3) 関係のある者から証票の提示を求められたにも関わらず、査察員が提示しなかったとき。

2 規程第12条第3号の規定により、報告を受けた消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）は、違反処理が必要と認められるものについて豊中市火災予防違反処理規程（平成15年消防長訓令第1号）に規定するところにより、違反処理を実施するものとする。

（査察員の派遣要請）

第6条 規程第14条第1項に規定する消防局（以下「局」という。）の査察員の派遣要請は、消防長あて口

頭により行うものとする。

(指示書の交付)

第7条 規程第16条(規程第25条において読み替えて準用する場合を含む。)に定める指示書の交付については、次の各号によるものとする。

- (1) 局の職員が行った査察に対する指示書の交付については、消防長が行う。
- (2) 前号以外の査察に対する指示書の交付については、署長が行う。
- (3) 指示書は速やかに作成し、関係者に交付するものとする。
- (4) 重要な指示内容がある指示書については、手交するものとし、関係者が居住していないこと等により、手交が困難なときは配達証明又は内容証明によるものとする。なお、指示書を手交する場合は、指示書控の空白部分に受領年月日及び受領者の氏名を記入させるものとする。

(改善計画書)

第8条 規程第17条(規程第25条において読み替えて準用する場合を含む。)に定める改善計画(報告)書については、次の各号によるものとする。

- (1) 改善計画(報告)書の提出期限については、指示書受領後から14日以内とする。
- (2) 改善等の計画が、社会通念上及び火災予防上妥当と認められない場合は、受付時に提出者に対して適切な指導を行うものとする。
- (3) 改善報告書が期日までに提出されない場合又は改善報告書の提出があったもので、改善予定日を過ぎても、なお改善しない場合は、関係者に速やかに提出又は改善するよう指導するものとする。

(査察結果等の処理)

第9条 査察員は、査察を実施したときは速やかに、査

察対象物関係資料の整理を行うとともに、査察結果等を
予防システムにより処理しなければならない。

(関係行政機関等への照会)

第10条 規程第18条に定める関係行政機関等への照
会については、火災予防関係照会書(別記様式)によ
るものとする。

(資料提出命令書及び報告命令書の作成並びに交付)

第11条 規程第20条第2項に定める資料提出命令書
及び同第22条第2項に定める報告命令書の作成は、
次の各号によるものとする。

- (1) 命令の名あて人は、当該命令事項について履行義務
のある関係者とする。
- (2) 記入要領は次によること。

ア あて名欄

(ア) 「住所」は、個人にあつては現住所、法人に
あつては商業登記簿上の本店(代理権を有する
支店長、工場長あてとするときは、当該対象物
の所在地)を記入すること。

(イ) 「氏名」は、個人にあつては関係者の氏名(外
国人の場合は、外国人登録上の氏名と日本名を
併記)を、法人にあつては代表権を有する者の
役職名及び氏名を記入すること。

イ 対象物の所在地、名称及び用途欄

(ア) 「所在地」は、命令の対象とする事業所の所
在する場所(地下街等の対象物内に存する事業
所が対象となるときは、当該地下街等の主たる
事務所の所在地及び通称名)を記入すること。

(イ) 「名称」は、命令の対象とする事業所の屋号
及び事業所名を記入すること。

(ウ) 「用途」は、命令の対象となる事業所の主た
る用途(業態)名を記入すること。

ウ 命令本文

(ア) 空白部分には、命令の内容に応じ必要な事項

を記入すること。

- (イ) 記以下には、提出又は報告の対象となる資料名（事項）を箇条書きで記入すること。なお、余白が生じた場合は「(以上)」と記入すること。

- 2 命令書の交付は、豊中市火災予防違反処理規程（平成16年7月1日消防長訓令第31号）第35条の規定を準用するものとする。

附 則 （平成22年4月1日 豊消予第13号予防課長通知）

この要綱は、通知の日から施行する。

附 則 （平成27年3月30日 豊消予第220号予防課長通知）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年3月30日 豊消予第184号予防課長通知）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年3月28日 豊消予第237号消防長通知）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。